

公園内の放置自転車を撤去します



(亀有公園は放置自転車整理区域内です。)



放置自転車撤去開始日：令和8年9月7日（月）から

公園を利用している場合であっても、利用者が公園から離れ、警告札貼付後1時間を経過した自転車は「放置自転車」と判断し、撤去の対象となります。

●公園利用者の皆さまへ

- ✓ 放置自転車は撤去前に警告札を取り付けます。公園を利用される際は、ご自身の自転車に警告札が取り付けられていないか適宜ご確認ください。
- ✓ 公園利用中に、ご自身の自転車に警告札の取り付けを行っているところを見かけた場合は、お手数ですが、現場作業員に申し出てください。
- ✓ 公園利用中に、ご自身の自転車に警告札が取り付けられていた場合は、お手数ですが、警告札を取り外してください。

公園管理所(公園利用に関すること) TEL：03-3694-2474(直通)

●撤去までの流れ

① 警告札を取り付け

警告

② 放置自転車を撤去

撤去

③ 保管所へ移送

保管

撤去された自転車の返還には 3,000円 の返還手数料が必要です。

●撤去自転車の保管場所について



スマートフォンで読み取り、返還方法・保管場所をご確認いただけます。

高砂自転車保管所(保管場所・返還に関すること)

TEL：03-5699-1986(直通)

交通政策課交通安全対策係(放置自転車に関すること)

TEL：03-5654-8386(直通)

葛飾区HP



公式 X
(旧Twitter)



葛飾区
LINE



公式
facebook



「葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例」に基づき実施いたします。
掲示内容をご確認いただき、放置自転車等の防止にご協力ください。

葛飾区

